

## 今回改正を行う項目

| 変更内容     |  | 変更事由   |
|----------|--|--|
| 規模要件の拡大  | 対象機器について、温水ボイラー、給湯器の規模要件を熱出力 58k W 以上から 35kW 以上に裾下げ（第 2 条）         | 35kW～58kW の機器については、「家庭用高効率給湯器認定制度」（旧都市地球部が管轄、ただし審査は本委員会で開催）において対象としていたことから本要綱では取り扱ってなかったが、これが既に廃止(平成 24 年度)されていることも踏まえ、条例施行規則第 63 条で掲げる小規模燃焼機器を全て対象となるようにする。           |
|          | 業務用給湯器の「業務用」を削除（第 2 条、第 3 条）                                       | 家庭用を新たに要綱の対象とする。なお、条例施行規則第 63 条では従来より対象を業務用に限ってはいない。   |
|          | NO <sub>x</sub> 、効率の試験実施者に「産業標準化法に規定する登録認証機関」を追加（第 4 条第 2 項、第 3 項） | 家庭用給湯器については NO <sub>x</sub> 及び効率の試験を適合性検査の一環として登録認証機関(日本ガス機器検査協会)で受けているという実態を踏まえ、これを試験実施者に追加した。なお、GHP を対象とした登録認証機関はない（ような）ので GHP の NO <sub>x</sub> 測定に関する規定は従来そのままとした。 |
| 必要な条項の新設 | 取り消しの際の弁明の機会の付与（第 8 条第 2 項）  | 行政手続法第 13 条に基づく不利益処分を行う際の規定を設けた。   |
|          | 承継に関する規定（改正第 1 3 条）  | 承継に伴う手続きについて、従来要綱に規定がなかったため氏名変更届で対応してきたが、これを規定した。  |
| 規定内容の適正化 | 要綱の目的を小規模燃焼機器の認定、情報提供とした（第 1 条）                                    | 目的を要綱名称及び条例条文に沿った形で整理した。   |
|          | 申請部数（第 4 条第 1 項）   | 今後、委員会資料の電子化により必要な部数が増えることに対応。   |
|          | 認定区分に従った申請義務の削除（現第 4 条第 4 項）                                       | 申請者が任意にグレードを区分するのではなく、測定結果によって認定基準に従って都が自動的に該当するグレードで認定することを明確にした。   |

|       |  |  |
|-------|--|--|
|       | 認定委員会への意見聴取内容を「認定審査等」から「認定審査その他この要綱の施行に必要な事項」に変更<br>(第5条)  | 委員会の役割の明確化   |
|       | 認定の取り消し事由 (第8条)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・虚偽申請以外の不正手段にも対応できるようにした。</li> <li>・過去に認定対象に該当しない機種が認定されたことを受け、認定後にその事実が判明した場合に対応できるようにした。基準不適合が判明した場合も同様。</li> </ul> |
|       | 報告事項 (第10条、第11条、改正第10条)  | 類似の規定をまとめた。  |
|       | 検査について、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査範囲</li> <li>・検査内容</li> <li>・公平性の担保</li> </ul> (第13条、改正第14条)                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用範囲について従来規定がなかったため「要綱の施行に必要な限度」と規定した。</li> <li>・検査内容を整理した。</li> <li>・他の目的も含まれるため公平性に限定しないよう削除した</li> </ul>          |
| 文言の整理 | 条文中、「低NO <sub>x</sub> ・低CO <sub>2</sub> 燃焼機器」と記載されているものを「低NO <sub>x</sub> ・低CO <sub>2</sub> 小規模燃焼機器」に変更<br>(第1条、第2条、第3条、第5条) | 環境確保条例第127条及び要綱名と合わせた。   |
|       | 「認定書の交付を受けた者」を「認定機器製造等事業者」と呼称する。<br>(第7条第2項他)  | 新たに定義する。   |

次回改正を行う項目

| 変更内容   | 今回改正を行わない理由  |
|--|--|
| <p>小規模燃焼機器の定義<br/>(第2条)</p>  | <p>JISにより定義することとしていたが、現在の要綱であれば対象となりえるがJISには定義されていないタイプの機器の申請が今後も想定されることから、定義を再度見直す。</p> |
| <p>認定基準について「超低NO<sub>x</sub>」「低NO<sub>x</sub>」「超高効率」「高効率」の基準を設け、超低NO<sub>x</sub>及び超高効率の両方の基準に適合するものを「グレードAA」それ以外を「グレードA」としていたが、これをグレードAAとグレードAの認定基準という形にまとめる。<br/>(基準値について変更はない)<br/>(第3条)</p> | <p>現行の要綱では基準値の備考に記載している内容について、一部を要領へ移すため、要領の改正に合わせて変更する。</p>                             |
| <p>認定番号の付与について、代表機種及びその派生機種(その他機種)を一括で1本の申請で扱い、1つの認定番号を与えていたものを、各機械ごとの申請及び認定番号の付与とし、これを告示する。(新第5条第2項)</p>  | <p>認定番号の付与方法の変更について今後検討することを考えており、これが確定すると同時に実施するのが合理的と考える。</p>                          |
| <p>旧基準で認定された機種のうち新基準に適合しないものについての認定の有効期限を区切る。(附則)</p>  | <p>要綱の全面改正または次に認定基準を改定する際に合わせて規定する。なお、条文を盛り込む際も、当初は明確に期限を定めず「当分の間」とすることを想定している。</p>      |

平成 29 年度第 4 回委員会での指摘事項

| 指摘事項   | 対応               |
|--|------------------|
| 「小規模燃焼機器」の文言が入っていない。(第 1 条)                  | 入れる形に修正しました。     |
| 認定は「認定委員会の意見を聴いた上で」としていたが、これが削除されている。(第 6 条) | 今回そのまま残す形にしています。 |
| ラベルの貼り付けは継続するべきではないか (第 7 条第 2 項)            | (今回再検討)          |